

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成26年5月16日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 一関複合商業施設 一関市中里字神明34番地2ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社一関開発
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ベルプラス
 - イ 株式会社しまむら
 - ウ 株式会社ツルハ
 - エ j u i c y c o m p a n y 株式会社
 - オ 株式会社ゼンショーホールディングス
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年1月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,400平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 194台
 - イ 出入口 4か所
- (7) 駐輪場の収容台数 137台
- (8) 荷さばき施設の面積 442平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 54.4立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前0時
 - イ 閉店時刻 午後12時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前0時から午後12時まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 平成26年4月30日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所